

公職に係る二重国籍禁止法案

【公職選挙法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

二重国籍の可能性のある者が国会議員となっている事例がある。

→ 外国籍を有する者は原則として国会議員の被選挙権を有しないこととするとともに、有権者の判断に資するよう、選挙公報に外国籍の得喪の履歴等を掲載する必要がある。

①外国籍を有する日本国民（国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本国籍の選択の宣言をした者を除く）は、衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有しないものとする。

②衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙公報の掲載事項として、外国籍の得喪の履歴（外国籍を有する者にあつては国籍の選択をすべき期間内にある旨又は日本国籍の選択の宣言をした旨を含む）を明記すること。

現 行

国会議員の被選挙権に係る国籍要件

- ・ 日本国民

国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項

【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴等

改 正 法

国会議員の被選挙権に係る国籍要件

- ・ 日本国民
- ・ 外国籍を有する日本国民（国籍選択期間内にある者及び国籍選択宣言をした者を除く）は被選挙権を有しない

国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項

【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・外国籍の得喪の履歴・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴・外国籍の得喪の履歴等